

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表 (3件) (監査委員事務局取扱い) 1
○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 8

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 3 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 3 年度の定期監査 (後期) の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 監 査 委 員 地 頭 所 恵
同 大 藪 豊
同 瀬 戸 口 三 郎
同 遠 嶋 春 日 児

第 1 監査の概要

1 監査の対象

令和 2 年度及び令和 3 年度の職員監査実施月の前々月までの期間における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

153 機関について、令和 3 年 10 月から令和 4 年 2 月まで実施した。

なお、実施機関及び実施機関ごとの実施時期は、別表のとおりである。

(参考)

区 分	本 庁	出 先 機 関 (試験研究機関, 県立学校, 警察署等)	計
知事部局	—	51	51
教育委員会	—	74	74
公安委員会	—	28	28
合 計	—	153	153

3 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び報償費について、債権者 (支払の相手方) に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

第 2 監査の結果

監査を実施した 153 機関の財務に関する事務の執行について、126 機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の 27 機関においては、次のとおり是正又は改善を要する 5 件の指摘事項や 32 件

の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

5件（知事部局 5件）

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更に的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

32件（知事部局 12件、教育委員会 7件、公安委員会 13件）

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容
総務部	
かごしま県民交流センター	施設使用料及び設備使用料について、施設予約管理システムの使用料単価の設定を誤っていたため、過徴収しているものがある。（過徴収額 3,230件 429,401円）
商工労働水産部	
水産技術開発センター	令和元年度及び令和2年度に支払うべき経費を、それぞれ翌年度に支払っているものがある。（令和元年度分 1件 194,400円、令和2年度分 5件 445,368円）
	その他の需用費等の支出について、決裁等が適正でないものがある。 (1) その他の需用費について、支出負担行為票及び支出命令票の決裁や契約に係る事務手続を行わずに支払っているものがある。（3件） (2) 令和2年度及び令和3年度の過年度支出について、会計管理者への合議がされていないものがある。（6件）
	平成30年度から令和2年度までの支出について、全ての証拠書類がないものが相当数ある。（35件）
	公費で支払うべき経費を公費以外で支払っているものがある。（2件 53,920円）

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容
総務部	
かごしま県民交流センター	令和2年度と同様、需用費等の支出負担行為が遅延しているものが散見される。（4か月以上2件、3か月以上1件、2か月以上5件 ほか）
環境林務部	
森林技術総合センター	交通事故があり、公用車等に損害が発生している。（1件 県負担額787,273円）
くらし保健福祉部	
中央児童相談所	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。（2件 県負担額105,380円）
大隅児童相談所	令和2年度と同様、旅費の支払漏れがある。（2件 400円）
	新規採用職員の4月給与について、資金前渡払の手続が適正でないものがある。
商工労働水産部	
工業技術センター	令和元年度の需用費について支払先の誤りがあり、令和2年度に是正しているものがある。（1件 17,160円）
鹿児島障害者職業能力開発校	現金収納した技能認定試験に係る事務管理手数料について、指定金融機関への払込みが遅延しているものがある。（1件

		99日)
	水産技術開発センター	雑入の調定について、全ての証拠書類がないものがある。 (1件) その他の需用費について支払漏れがある。(1件) 令和2年度と同様、使用料及び賃借料の支出負担行為が遅延しているものがある。(4か月以上1件)
農政部		
	農業開発総合センター	令和2年度と同様、委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(3か月以上1件, 1か月以上4件)
	肉用牛改良研究所	使用料及び賃借料の支出負担行為が遅延しているものがある。 (9か月以上1件)
教育委員会		
	錦江湾高等学校	寄宿舎電気料の調定額に誤りがあり、差額分の調定が遅延しているものがある。(6か月以上4件 446,215円)
	加世田常潤高等学校	農業機械の物品事故があり、損害が発生している。(1件 損害額357,000円)
	市来農芸高等学校	公用車の物品事故があり、損害が発生している。(1件 県負担額121,341円)
	曾於高等学校	令和2年度分の授業料の徴収取扱いに誤りがあり、令和3年度に調定しているものがある。(1件 118,800円)
	串良商業高等学校	職員手当の過年度返納に係る調定額に誤りがある。(2件 61,500円)
	鹿児島盲学校	平成29年度から令和元年度までの通勤手当に誤りがあり、賃金請求権の消滅時効が完成していたため支出できなかったものがある。(2件 70,200円) また、同手当の誤りについて、令和元年度分を令和3年度に支出しているものがある。(2件 59,400円)
	鹿屋養護学校	資金前渡職員口座において、公金と私費を混交している。
公安委員会		
	高速道路交通警察隊	交通事故があり、公用車に損害が発生している。(1件 県負担額6,143,462円)
	鹿児島中央警察署	パソコン等の物品事故があり、損害が発生している。(3件 県負担額46,398円) 交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(9件 県負担額224,481円)
	鹿児島西警察署	令和2年度と同様、パソコンの物品事故があり、損害が発生している。(1件 県負担額28,490円) 交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(8件 県負担額514,421円)
	鹿児島南警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(14件 県負担額134,335円)
	いちき串木野警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(2件 県負担額672,347円)
	薩摩川内警察署	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。(3件 県負担額159,768円)
	伊佐湧水警察署	交通事故があり、公用車等に損害が発生している。(1件 県負担額174,700円)
	始良警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(6件 県負担額867,427円)
	霧島警察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。(4

	件 県負担額301,100円)
曾於警察署	交通事故が複数あり, 公用車等に損害が発生している。(2件 県負担額2,143,500円)
肝付警察署	令和2年度と同様, 公用車の物品事故があり, 損害が発生している。(1件 県負担額75,691円)

(別表) 実施機関及び実施機関ごとの実施時期

機 関 名	実 施 時 期	
総 務 部	かごしま県民交流センター(かごしま県民大学中央センターを含む。)消費生活センター 歴史・美術センター黎明館 東京事務所 短期大学	令和3年11月2日 ～ 4年2月18日
観光・文化スポーツ部	大阪事務所 福岡事務所	令和3年12月8日 ～ 4年2月18日
環境林務部	環境保健センター 森林技術総合センター	令和3年11月17日 ～ 4年1月13日
くらし保健福祉部	難病相談・支援センター 精神保健福祉センター ハートピアかごしま(身体障害者更生相談所を含む。)こども総合療育センター 中央児童相談所(鹿児島知的障害者更生相談所を含む。)大隅児童相談所 若駒学園 女性相談センター 知覧食肉衛生検査所 串木野食肉衛生検査所 阿久根食肉衛生検査所 大口食肉衛生検査所 末吉食肉衛生検査所 志布志食肉衛生検査所 鹿屋食肉衛生検査所 動物愛護センター	令和3年10月1日 ～ 4年2月18日
商工労働水産部	計量検定所 工業技術センター 吹上高等技術専門校 宮之城高等技術専門校 始良高等技術専門校 鹿屋高等技術専門校 鹿児島障害者職業能力開発校 水産技術開発センター	令和3年10月7日 ～ 4年2月18日
農 政 部	大隅加工技術研究センター 病虫害防除所 農業開発総合センター(農業大学校を含む。)農業開発総合センター大隅支場 農業開発総合センター徳之島支場 農業開発総合センター畜産試験場 肉用牛改良研究所 フラワーセンター 鹿児島中央家畜保健衛生所 鹿児島中央家畜保健衛生所徳之島支所 南薩家畜保健衛生所 北薩家畜保健衛生所 始良家畜保健衛生所 曾於家畜保健衛生所 肝属家畜保健衛生所	令和3年10月13日 ～ 4年2月18日
危機管理防災局	環境放射線監視センター 消防学校	令和3年10月18日 ～ 4年2月18日
始良・伊佐地域振興局	保健福祉環境部大口支所	令和4年1月6日 ～ 4年2月18日
教育委員会	総合教育センター 図書館 博物館 青少年研修センター 南薩少年自然の家 総合体育センター 埋蔵文化財センター	令和3年10月15日 ～ 4年2月18日
	楠隼中学校 鶴丸高等学校 甲南高等学校 鹿児島中央高等学校 錦江湾高等学校 武岡台高等学校 開陽高等学校 松陽高等学校 鹿児島東高等学校 鹿児島工業高等学校 鹿児島南高等学校 明桜館高等学校 指宿高等学校 山川高等学校 穎娃高等学校 枕崎高等学校 鹿児島水産高等学校(薩摩青雲丸及び拓青を含む。) 加世田高等学校 加世田常潤	令和3年10月1日 ～ 4年2月18日

	高等学校 川辺高等学校 薩南工業高等学校 吹上 高等学校 伊集院高等学校 市来農芸高等学校 串 木野高等学校 川内高等学校 川内商工高等学校 川薩清修館高等学校 薩摩中央高等学校 鶴翔高等 学校 野田女子高等学校 出水高等学校 出水工業 高等学校 大口高等学校 伊佐農林高等学校 霧島 高等学校 蒲生高等学校 加治木高等学校 加治木 工業高等学校 隼人工業高等学校 国分高等学校 福山高等学校 曾於高等学校 志布志高等学校 串 良商業高等学校 楠隼高等学校 鹿屋高等学校 鹿 屋農業高等学校 鹿屋工業高等学校 垂水高等学校 南大隅高等学校 徳之島高等学校 与論高等学校 鹿児島盲学校 鹿児島聾学校 武岡台養護学校 鹿 児島養護学校 皆与志養護学校 桜丘養護学校 鹿 児島高等特別支援学校 指宿養護学校 南薩養護学 校 串木野養護学校 出水養護学校 加治木養護学 校 牧之原養護学校 鹿屋養護学校	
公安委員会	免許管理課 免許試験課 交通機動隊 高速道路交 通警察隊 機動隊 警察学校 鹿児島中央警察署 鹿児島西警察署 鹿児島南警察署 指宿警察署 南 九州警察署 枕崎警察署 南さつま警察署 日置警 察署 いちき串木野警察署 薩摩川内警察署 さつ ま警察署 阿久根警察署 出水警察署 伊佐湧水警 察署 始良警察署 霧島警察署 曾於警察署 志布 志警察署 肝付警察署 鹿屋警察署 錦江警察署 徳之島警察署	令和 3 年 10 月 6 日 ～ 4 年 2 月 18 日

注 機関の名称は、「鹿児島県」及び「鹿児島県立」を省略して記載

監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した令和 3 年度の財政的援助団体等監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大藪 豊
同	瀬戸口 三郎
同	遠嶋 春日児

第 1 監査の概要

1 監査の対象

令和 2 年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

2 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、10 団体について、令和 3 年 7 月から令和 4 年 2 月まで実施した。

なお、実施団体名、実施団体ごとの財政的援助等の内容及び実施時期は、別表のとおりである。

(参考)

区	分	実 施 団 体 数
出 資 団 体		10

3 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

第 2 監査の結果

監査を実施した10団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、9団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の1団体においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容
土木部	鹿児島県住宅供給公社	経営健全化計画に取り組んでいるが、債務超過額が更に増大している。(債務超過額27億6,487万余円) (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)

(別表) 実施団体名、実施団体ごとの財政的援助等の内容及び実施時期

所管部	実 施 団 体 名	財 政 的 援 助 等 の 内 容	実 施 時 期
総務部	公益財団法人鹿児島県文化振興財団	鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(鹿児島県文化センター) 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(霧島国際音楽ホール) 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(霧島アートの森) 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(上野原縄文の森)	令和3年10月20日 同年12月24日
	公益社団法人鹿児島県森林整備公社	鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(鹿児島県民の森)	令和3年7月27日 同年11月26日
	公益財団法人鹿児島県地域振興公社	鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(フラワーパークかごしま) 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(吹上浜海浜公園) 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(大隅広域公園) 鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金(北薩広域公園)	令和3年10月25日 同年12月24日
	公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター	鹿児島県暴力団排除活動推進基金出捐金	令和3年10月5日 同年11月26日
観光・文化スポーツ部	公益財団法人鹿児島県文化振興財団	公益財団法人鹿児島県文化振興財団出捐金 鹿児島県文化センター指定管理者 霧島国際音楽ホール指定管理者 霧島アートの森指定	令和3年10月20日 同年12月24日

		管理者	
環境林務部	公益財団法人鹿児島県環境整備公社	公益財団法人鹿児島県環境整備公社出捐金 運営費貸付金 エコパークかごしま(仮称)整備工事資金貸付金 訴訟費用貸付金 鹿児島県産業廃棄物処理施設整備等に係る補助金	令和 3 年 10 月 20 日 同年 12 月 24 日
	公益財団法人万之瀬川水源基金	公益財団法人万之瀬川水源基金出捐金 鹿児島県万之瀬川水源かん養林対策基金事業補助金	令和 3 年 10 月 5 日 同年 11 月 26 日
	公益社団法人鹿児島県森林整備公社	公益社団法人鹿児島県森林整備公社出資金 鹿児島県造林事業補助金 鹿児島県森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金 鹿児島県森林整備公社運営資金利子補助金 鹿児島県森林整備公社利子補助金 鹿児島県森林整備公社運営資金貸付金 鹿児島県森林整備公社借入金に係る損失補償 鹿児島県県民の森指定管理者	令和 3 年 7 月 27 日 同年 11 月 26 日
くらし保健福祉部	公益財団法人鹿児島県移植医療アイバンク推進協会	公益財団法人鹿児島県角膜・腎臓バンク協会出捐金 鹿児島県臓器移植推進費補助金 鹿児島県臓器移植対策推進費補助金	令和 3 年 10 月 22 日 同年 12 月 24 日
商工労働水産部	鹿児島県信用保証協会	鹿児島県信用保証協会出捐金 鹿児島県中小企業信用保証料補助金 鹿児島県中小企業制度融資損失補償	令和 3 年 8 月 10 日 令和 4 年 2 月 25 日
農政部	公益財団法人鹿児島県地域振興公社	公益財団法人鹿児島県地域振興公社出捐金 農地中間管理機構事業補助金 農地売買支援事業補助金 畜産基盤再編総合整備事業補助金 資源リサイクル畜産環境整備事業補助金 担い手支援資金の融通に関する損失補償 フラワーパークかごしま指定管理者	令和 3 年 10 月 25 日 同年 12 月 24 日
土木部	鹿児島県道路公社	鹿児島県道路公社出資金 鹿児島県道路公社に対する金融機関融資債務保証	令和 3 年 10 月 28 日 令和 4 年 2 月 25 日
	公益財団法人鹿児島県地域振興公社	吹上浜海浜公園指定管理者 大隅広域公園指定管理者 北薩広域公園指定管理者	令和 3 年 10 月 25 日 同年 12 月 24 日
	鹿児島県住宅供給公社	鹿児島県住宅供給公社出資金 鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金 鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償	令和 3 年 7 月 26 日 同年 11 月 26 日
教育委員会	公益財団法人鹿児島県文化振興財団	上野原縄文の森指定管理者	令和 3 年 10 月 20 日 同年 12 月 24 日
公安委員会	公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター	公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター出捐金 鹿児島県	令和 3 年 10 月 5 日 同年 11 月 26 日

ター	暴力追放運動推進センター補助金
----	-----------------

監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人通山芳之から、下記テーマに係る監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

記

テーマ 県単独補助金に係る事務の執行について

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大 菌 豊
同	瀬戸口三郎
同	遠嶋春日児

監査委員公表第 6 号

令和 3 年 10 月 8 日付け監査第 113 号の監査結果に基づき、令和 4 年 3 月 2 日付け財第 135 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大 菌 豊
同	瀬戸口三郎
同	遠嶋春日児

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁		
土木部港湾空港課	港湾使用料（港湾整備事業特別会計）の収入未済額は県全体で 1 億 2,321 万余円で、前年度より 308.90% 増加（収入歩合は 3.87 ポイント低下）し、多額となっている。	1 未収債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理マニュアルに基づき、電話や文書による納入指導、職員の戸別訪問等を実施している。 ・ 一括納入が困難な者に対しては、分割納入計画書を提出させ、計画的な納入を履行するよう指導している。
地域振興局		
鹿児島地域振興局建設部	令和 2 年度と同様、道路占用料等の調定が遅延しているものがある。（11 か月以上 3 件、4 か月以上 4 件）	1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査の結果について職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 ・ 年間調定について、前年度末までに占用許可件数及び占用料の確認を行い、年度移行後、直ちに調定が行えるよう努め、事務処理の進捗状況についても、複数の職員で確認するなど、事務処理の管理を徹底することとした。
	令和 2 年度と同様、閲覧設計書の記載誤りにより落札決定を	1 再発防止の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書作成時及び精査時における確認不足が原因で発生した積算誤りのため、「設

	取り直し、入札のやり直しを行っているものや、設計書の積算誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(5件)	計書作成事務チェックリスト」に基づき、担当者はもとより、係内職員や精査者においても重要性を再確認するとともに、精度の高い精査や多重精査を行うよう周知し、注意喚起を行った。 ・ 部内で情報共有をし、再発防止の周知を行った。
北薩地域振興局建設部	令和2年度と同様、設計書の積算誤りにより落札決定を取り直し、入札のやり直しを行っているものがある。(1件)	1 再発防止の対策 ・ 担当者による設計書作成時の確認、精査者による精査精度向上の徹底、複数職員による設計書精査の再確認を行うこととした。 ・ 落札決定通知を行う前のチェック体制の強化を図った。 ・ 所属研修及び再周知による再発防止の徹底を図った。

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
本庁		
総務部税務課	県税の収入未済額は県全体で15億8,654万余円で、前年度より減少(収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。	1 未収債権の解消と新規発生の抑制 総務部長を本部長とし、各地域振興局・支庁の総務企画部長等からなる県税滞納縮減特別対策本部会議で決定した県税滞納縮減特別対策に各地域振興局・支庁と一体となって取り組み、未収債権の解消及び新規発生の抑制を図ることとした。 2 納税意識の高揚促進 各種の広報媒体を活用し、納税意識の高揚、納期内納付の促進を図った。 3 新規滞納発生の抑制 コンビニ収納、口座振替、ペイジー収納、クレジット収納、スマホ決済収納を導入して納税環境を整備することにより利便性向上を図ったほか、個人住民税については、市町村と連携し、個人住民税特別徴収制度の適正実施に向けた取組を推進するなど、滞納の新規発生の抑制に努めた。 4 徴収体制の強化 鹿児島市を対象とした県税徴収対策官4人の集中配置(鹿児島市駐在)を継続するとともに、令和3年度は、阿久根市及び出水市を対象に県税徴収対策官4人を集中配置(北薩地域振興局)し、特別滞納整理班を2班体制にし、地方税法第48条引継ぎによる個人住民税の徴収体制を強化した。 熊毛・大島地区の市町村については、鹿児島地域振興局の県税徴収対策官及び所管支庁県税課職員と市町村職員において相互併任を行い、連携して個人住民税等の滞納整理を実施した。

		<p>平成29年度に稼働した滞納整理支援システムを活用し、交渉記録、財産調査の電子化等により組織的・効率的・効果的な滞納整理を強化した。</p> <p>5 徴収強化対策の実施 自動車税種別割について「自動車税種別割納税お知らせセンター」による電話での納税案内を行ったほか、「県下一斉給与差押え徴収強化期間」の設定による給与・賞与の差押えの計画的な実施等により、効果的な徴収対策に取り組んだ。</p> <p>6 高額滞納者等への対応 県税の高額・徴収困難事案については、鹿児島地域振興局の県税徴収対策官による搜索等により、厳正な滞納処分を実施した。</p>
総務部広報課	令和2年度と同様、委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(3か月以上1件)	<p>1 再発防止の対策 令和2年7月の監査で口頭注意を受けて以降、支払確認表を作成し係内及び予算担当係で共有し、進行管理を徹底した。</p>
観光・文化スポーツ部かごしまPR課	委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(6か月以上1件)	<p>1 再発防止の対策 今後、このような事態を未然に防ぐため、事業の執行に当たっては、毎週、上司に対して事業進捗の報告を行うとともに、上司も定期的に業務の進捗を確認するなど、情報を共有し、事務手続きの遅延が発生しないよう努めた。</p>
観光・文化スポーツ部観光課	パソコンの物品事故により、損害が発生している。(1件 県負担額153,780円)	<p>1 再発防止の対策 職員に対し「令和3年度定期監査の結果について」(令和3年10月8日付け鹿児島県監査委員事務局長通知)により物品の慎重な取扱いの徹底について注意喚起を行った。</p>
環境林務部環境林務課	林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額は1,716万余円で、前年度より減少(収入歩合は低下)しているが、依然として多額となっている。	<p>1 延滞債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 償還のない債務者及び連帯保証人の状況調査を行った。 分割償還している債務者及び連帯保証人への電話連絡を行った。 上記取組の結果、令和3年10月26日現在208千円を回収した。 <p>2 新規延滞発生防止策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局や森林組合等と連携しながら確認調査を実施し、経営状況の現状把握等を行った。 今年度定期償還分について、支払期日前に電話連絡等を行い、期限内の納入を促した。
環境林務部自然保護課	令和元年度に支払うべき交付金を令和2年度に支払っているものがある。(2	<p>1 再発防止の対策 年度当初の市町村向け説明会で注意喚起を行うなど、市町村との連携を強化し、活動報告書の進達もれがないか確認を徹底すること</p>

	件 16,000円)	とした。
くらし保健福祉部障害福祉課	<p>障害者自立支援基盤整備事業補助金返還金の収入未済額は2,439万余円で、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権者であるNPO法人については、平成28年3月31日付けで法人設立認証が取り消され、平成28年4月7日付けで清算法人へ移行した。法人の資産と債務の状況を確認したところ、債務が超過状況であると推察され、法人の不動産について他優先債権者が差押えを実行している。 一部資産について他の債権者が競売を実行したため、平成29年8月21日付けで鹿児島地方裁判所に対して配当要求を行い、平成30年10月10日付けで県の配当がない旨の通知がなされた。 未登記物件の状況を確認したところ登記されていたことから、今後、経緯を確認する。なお、法人代表者へ売却代金が支払われたことが判明した場合は、売却代金からの回収を行うこととしている。
くらし保健福祉部子ども家庭課	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額は県全体で1億4,316万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p> <p>児童福祉費負担金の収入未済額は県全体で5,577万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p> <p>児童扶養手当返還金の収入未済額は県全体で2,985万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座振替収納の促進や未収発生初期段階での償還督促、債務者の状況に応じた償還計画書の作成や分割納入の指導、貸付決定時における償還への意識高揚の徹底、連帯借受人である子どもへの指導等を行い、未収債権の解消に努めることとした。 未納者に対する電話・文書による督促、自宅や職場への訪問や面接を実施するほか、一括納入が困難な者に対し、分割納入の指導や納入計画の相談など、積極的な納入指導を行い、未収債権の解消に努めることとした。 出先機関に対して、「令和3年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」（令和3年10月22日付け子ども家庭課長通知）により周知徹底を図った。 「くらし保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：令和3年11月1日～令和4年2月28日）」において、本庁・出先機関の職員が組織的・集中的に債務者宅を訪問し、指導等を行い、未収債権の解消に努めることとした。
くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課	<p>令和2年度と同様、委託料や補助金等の支出負担行為及び支出命令が遅延しているものがある。（4か月以上2件、3か月以上6件、1か月以上5件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期監査の結果について職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 職員相互間で必要書類の提出状況や支出負担行為の起票状況の確認を行うなど、事務処理の管理を徹底することとした。 必要書類の不備及び提出の遅れを防ぐた

		め、相手方への事前説明を徹底することとした。
商工労働水産部商工政策課	行政代執行に係る弁償金の収入未済額は4億4,761万余円で、前年度と同額（収入歩合は同率）であり、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 法人登記調査を行い法人の存在を確認するとともに、金融機関及び生命保険会社に対する債務者に係る財産調査を実施した。 債務者である法人の元代表者と面談を行い、当該法人が廃業状態にあることの確認を行った。 債権の取扱い等について、法律顧問への法律相談を行った。 今後、不納欠損処理の適否等について検討することとしている。
商工労働水産部中小企業支援課	中小企業支援資金貸付金償還金の収入未済額は13億6,416万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。	1 債権管理体制の整備 「債権管理マニュアル」に基づき、債権を「正常債権」から「回収不能債権」まで分類し、これに対応した具体的な債権管理の方針を定めて債権の管理、回収に努めた。 2 具体的な未収債権対策 主債務者等に対する徹底した償還督促や抵当不動産に係る債権差押えを実施した。
商工労働水産部雇用労政課	ふるさと雇用再生特別基金事業業務委託に係る過年度返還金等の収入未済額は3,126万余円で、前年度より減少（収入歩合は同率）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 債務者の生活状況や経済状況を確認しながら償還計画書等を徴するなど、その解消に向けた取組を行った。（令和3年9月30日債務の一部（2万円）を受領）
商工労働水産部水産振興課	沿岸漁業改善資金貸付金償還金の収入未済額は4,035万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理マニュアルに基づき、債務者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問等による催促を行うなど、未収債権の回収に努めた。 貸付審査時の審査の厳格化や担保徴求による債権保全を行うとともに、初めての償還期日が到来する者及び過去に滞納したことがある者に対し償還期日到来の通知を行うこと等により、未収債権発生未然防止に努めた。
農政部農業経済課	農業改良資金貸付金償還金の収入未済額は1億5,314万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。	1 債権回収対策 <ul style="list-style-type: none"> 債権管理マニュアルに基づき、主債務者等に対して、必要に応じて電話督促や面談調査を実施し、関係機関と連携して、より着実な回収を図った。 特に、昨年度入金がなかった者や回収困難者については、重点的に面談調査や資産調査等を実施し、延滞解消に取り組んだ。
農政部農地保	令和元年度に支払	1 再発防止の対策

全課	うべき報償費を令和2年度に支払っているものがある。(2件 15,000円)	過去の事例及び事務手続きの流れを参考に、事務処理チェックリストを作成し、新たな特許等の継承・登録が発生した場合には、全体の流れを確認しながら段階ごとに必要な事務処理の進捗管理を徹底した。
土木部砂防課	行政代執行に係る弁償金の収入未済額は1億9,368万余円で、前年度より減少(収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂防課と鹿児島地域振興局で連絡を取り、未収債権対策として、財産調査、相手方との納付交渉、県顧問弁護士への法律相談といった取組を、両部局が連携して進める方針を確認した。 令和3年9月、砂防課と鹿児島地域振興局で、県顧問弁護士に対し、未収債権対策に係る法律相談を実施した。
	行政財産使用料について、納入が遅延しているものがある。(7か月以上2件)	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月、会計課から定期的に配信される所属別収納済一覧表等で、納入状況を確認することとした。 自主検査においても納入状況の確認を徹底することとした。
土木部建築課	県営住宅使用料の収入未済額は県全体で1億5,323万余円で、前年度より減少(収入歩合は低下)しているが、依然として多額となっている。	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度・過年度それぞれに「目標徴収率」を設定し、目標達成に努めている。 通常の督促に加えて、8月、12月、年度末(出納整理期間を含む。)を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的に夜間督促を実施している。 毎月、所属別徴収実績を地域振興局等に通知することにより、徴収状況の進行管理の徹底を図っている。 連帯保証人に対する入居時の説明を徹底するとともに、3か月以上滞納している入居者からの納付が見込まれないと判断される場合には、連帯保証人に対し、債務保証の履行請求を行うよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。 退去滞納者については、現状を把握のうえ、債権分類を行い適正な債権管理に努めるとともに、分類に応じた督促等を実施するよう、担当者会議において各地域振興局等へ周知した。 回収困難な退去者に係る滞納家賃回収業務を弁護士法人に委託し、さらなる未収債権の圧縮を図っている。 今回の定期監査の結果を受けて、全地域振興局等に対して、収入未済額の解消に、より一層取り組むよう通知した。
危機管理防災局原子力安全対策課	備品の管理が適正でないものがある。(21件)	<p>1 事後処理，再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 3か年にわたり原子力活動資機材現有数調査を実施し、現品確認及び関係機関への

		貸付手続の是正を図った。また、現有数調査結果を元に、原子力防災資機材の台帳を整備し、適切な原子力防災活動資機材の管理が行えるよう取り組むこととし、当課職員に対し、物品管理の徹底を指導した。 ・ 令和 3 年 3 月の事故報告書の内容を改めて職員に周知するとともに、適正な備品管理について指導を行った。
地域振興局・支庁		
鹿児島地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は 7 億 1,069 万余円で、前年度より減少(収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税滞納縮減対策本部会議の開催 総務部長を本部長、各地域振興局及び支庁の総務企画部長を本部員とする「県税滞納縮減特別対策本部会議」を開催し、各地域振興局等における前年度の滞納整理実施状況に対する意見交換、本年度における滞納縮減目標額の設定及び縮減特別対策の方針などを決定し、「県下一斉給与差押え徴収強化期間」による給与等の計画的な差押えなど、滞納縮減特別対策を着実に実施した。 2 業務執行体制の強化 進行管理シート等の活用により、適正かつ効率的・効果的な事務処理を図るとともに、県税事務執行状況調査の実施により業務改善に向けた指導助言を行い、業務執行体制の改善・強化に努めた。 3 徴税吏員の資質向上 徴税吏員が行うべき財産調査、滞納処分の手法について、具体的かつ実効性のある滞納整理が行えるよう関係機関との連絡・調整や情報提供を行った。また、税務課主催の充実した税務職員研修を実施したほか、地方税共同機構等の外部研修において専門的な研修を職員に受講させるなど、徴収担当の徴税吏員の資質向上に努めた。
南薩地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は 1 億 1,109 万余円で、前年度より減少(収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。	
北薩地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は 1 億 7,676 万余円で、前年度より減少(収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。	
始良・伊佐地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は 2 億 6,159 万余円で、前年度より増加(収入歩合は改善)し、多額となっている。	
大隅地域振興局総務企画部	県税の収入未済額は 2 億 1,045 万余円で、前年度より減少(収入歩合は改善)しているが、依然として多額となっている。	
鹿児島地域振興局保健福祉環境部	児童福祉費負担金の収入未済額は 2,248 万余円で、前年度より増加(収入歩合は改善)し、多額となっている。	
始良・伊佐地	児童福祉費負担金	<ol style="list-style-type: none"> 1 文書による関係機関への未収債権対策の周知徹底 「令和 3 年度定期監査の結果に関する報告における改善等の措置について」(令和 3 年 10 月 22 日付け子ども家庭課長通知)及び「生活保護費返還金に係る収入未済額の解消について」(令和 3 年 4 月 1 日付けくらし保健福

域振興局保健福祉環境部	<p>の収入未済額は1,407万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p> <p>生活保護費返還金の収入未済額は1,281万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p>	<p>社部長通知）により周知徹底を図った。</p> <p>2 未収債権の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉費負担金については、電話や家庭訪問及び文書等により未収債権の催促を行った。また、債務者の状況に応じた納入計画や分割納入の指導を行った。 ・ 生活保護費返還金については、電話や家庭訪問及び文書等により未収債権の催促を行った。また、年金、就労等による収入の申告義務等の徹底を図るとともに課税調査や年金受給調査を行い、返還金発生 of 未然防止に努めた。 ・ 「くらし保健福祉部未収債権回収ローラー作戦（実施期間：令和3年11月1日～令和4年2月28日）」において、本庁・出先機関の職員が組織的・集中的に債務者宅を訪問し、指導等を行い、未収債権の解消に努めることとした。
大島支庁徳之島事務所	<p>生活保護費返還金の収入未済額は2,531万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p>	
鹿児島地域振興局建設部	<p>港湾使用料（港湾整備事業特別会計）の収入未済額は8,998万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理マニュアルに基づき、電話や文書による納入指導、職員の戸別訪問等を実施した。 ・ 納入計画書を提出させ、計画的な納入を図った。
大隅地域振興局建設部	<p>港湾使用料（港湾整備事業特別会計）の収入未済額は2,860万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。</p>	
南薩地域振興局建設部	<p>県営住宅使用料の収入未済額は1,309万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 文書等による関係機関への未収債権対策の周知徹底</p> <p>地域振興局等に対しては、次の通知等により、収入未済額の解消に努めるよう指導し、また、今回の定期監査の結果を受け、収入未済額の解消に一層取り組むよう通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度・過年度の所属別目標徴収率を設定し、通知
大隅地域振興局建設部	<p>県営住宅使用料の収入未済額は4,431万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の督促に加えて、8月、12月、年度末（出納整理期間を含む。）を滞納整理強化月間と位置づけ、集中的な夜間督促を実施 ・ 徴収状況の進行管理を徹底するため、毎月、所属別徴収実績を通知 ・ 連帯保証人への取組について担当者会議で指導 ・ 退去滞納者への取組について担当者会議で指導
大島支庁建設部	<p>県営住宅使用料の収入未済額は2,043万余円で、前年度より減少（収入歩合は</p>	<p>2 未収債権の解消及び発生 of 未然防止対策</p>

	<p>低下)しているが、依然として多額となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者と緊密に連携をとりながら、滞納月数が2か月分生じた時点で、電話による督促、自宅訪問、個別面談、連帯保証人への督促等滞納者の実情に応じた督促を実施し、早期の滞納解消に努めた。 ・ 指定管理者と共に、新規入居者及び当該入居者の連帯保証人に対して入居前の面談を実施し、その中で県営住宅使用料の滞納がないよう説明を行い、滞納の未然防止に努めた。 ・ 口座振替制度の導入及び利用促進、夜間訪問督促の実施、昼間訪問(電話)督促の実施、連帯保証人に対する納入指導協力依頼及び督促(通知、訪問等)を重点的に取り組んだ。
<p>鹿児島地域振興局農林水産部</p>	<p>令和2年度と同様、設計書の積算誤り等により入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(4件)</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行伺いまでに行う検算等の確認時間を十分に確保するとともに、「設計書作成事務チェックリスト」の審査・確認項目の追加や検算等の人員を増員するなど、設計書のチェック体制を強化した。 ・ ほかの振興局の優良事例を導入するための検討会を開催するなど、再発防止に努めた。 ・ 指名業者を選定する際、NNシステムで許可有効期限が切れて「廃業」と表示されていても、期限切れから日が浅い場合は、土木部監理課建設業許可係へ必ず確認することとした。 ・ 設計書作成事務マニュアルに誤り事例を追加し、類似の誤り防止チェック体制を強化した。 ・ 積算書作成時において、登録単価一覧表を作成し、名称には、断面寸法等に加え製品の長さ及び付帯物がある場合付帯物まで記載させることで、単価構成の再認識を図った。
	<p>業務委託契約について、入札時に示した履行期限を契約時に変更しているものがあり、仕様書の履行期限の記載も誤っている。(1件)</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託、補助事業について、毎月、課内の係長以上で進行管理表をチェックする体制を整備した。特に、業務委託については、チェックリストに今回の事項を注意事項として追記した。 ・ 担当者について、業務委託、補助事業に係る勉強会を開催し、再発防止のための注意を喚起した。
	<p>交通事故があり、公用車に損害が発生している。(1件 県負担額173,855円)</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の交通事故防止及び交通法令遵守については、これまでも毎月行う業務打合せ会議や職場研修等を通じて、機会あるごと

		<p>に注意喚起を行ってきたところであるが、今般の事故の発生を受け、各種通知の全回覧や職場研修等あらゆる機会を通して、再度、職員に周知徹底を図り、再発防止に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転が長時間にわたる出張では、可能な限り複数人で行くように努めた。
鹿児島地域振興局建設部	<p>行政代執行に係る弁償金の収入未済額は1億9,368万余円で、前年度より減少（収入歩合は改善）しているが、依然として多額となっている。</p>	<p>1 債権回収対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島地域振興局と砂防課で連絡を取り、未収債権対策として、財産調査、相手方との納付交渉、県顧問弁護士への法律相談といった取組を、両部局が連携して進める方針を確認した。 ・ 令和3年7～8月、鹿児島地域振興局は債務者の財産調査を実施した。 ・ 令和3年9月、鹿児島地域振興局と砂防課で、県顧問弁護士に対し、未収債権対策に係る法律相談を実施した。 ・ 令和3年5月及び9月に相手方の生活状況の確認を行うとともに納付交渉を行い、相手方に対して改めて納付を促した。
南薩地域振興局農林水産部	<p>公有財産購入費等の支出負担行為が遅延しているものがある。（10か月以上2件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計規則等に基づき適正な時期に支出負担行為を起票するよう再度周知徹底を行った。 ・ 支出負担行為等の支払関係書類の合議時には係員間の相互チェックを徹底するよう周知した。 ・ 部の連絡調整会議において、幹部職員に注意喚起するとともに、職場研修において、全職員に執行時に留意するよう周知した。
南薩地域振興局建設部	<p>令和2年度と同様、設計書の積算誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。（1件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算誤り事例研修等を行い、再発防止及び当事者意識の向上を図った。 ・ 積算システムでの条件及び条件名の確認を徹底して行うこととした。 ・ 設計書作成から精査までの余裕のあるスケジュール管理を行うこととした。
始良・伊佐地域振興局農林水産部	<p>令和2年度と同様、設計書の積算誤り等により入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。（2件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書のチェックを徹底するほか、検算や修正を余裕をもって行えるよう、執行準備段階から計画的な業務配分及び適切な執行スケジュール管理を行うこととした。 ・ 極力、通常システムによる積算に努め、システムによりがたい特殊な積算の場合には、積算の根拠に係る数量や単価、歩掛等を検算者や精査者が共有できる体制づくりを実施した。 ・ 入札契約運営手続委員会において、「経営が実質的に同一であると認められる複数

		<p>の業者を同時に選定していないか」のチェックを行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営状況についての情報収集に努め、疑義を生じた場合は監理課に確認することとした。
始良・伊佐地域振興局建設部	<p>道路占用料の調定が遅延しているものがある。（8か月以上3件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 占用料等の更新事務に係る調定については、件数も多いことから、早期に取りかかることとした。 年間調定は大量となるため、一覧表を係員全体で共有し、進捗について複数の職員でチェックするよう体制を強化した。
	<p>令和2年度と同様、設計書の積算誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。（1件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計書作成時・精査時において、精査・確認を徹底する。 今回の誤り事例について、部内で情報共有し、再発を防止する。
	<p>交通事故があり、公用車に損害が発生している。（1件 県負担額187,000円）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>係長以上の職員を対象に毎月開催する建設部打ち合わせ会議において、毎回、公用車の安全運転の確保について注意を喚起している。また、所属長による研修においても注意を喚起している。</p>
大隅地域振興局保健福祉環境部	<p>委託料の支払が遅延しているものがある。（9か月以上1件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当職員以外の職員も請求書の受付状況を把握できるよう、受付名簿を作成するとともに、請求書保管場所を共有している。 志布志支所が依頼した結核健診に係る支払は、健康企画課が行っていることから、支払状況データを共有し、月1回、相互に進捗状況を確認している。
大隅地域振興局保健福祉環境部志布志支所	<p>自主検査の実施が遅延しているものがある。（1か月以上1件）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 「適正な会計事務処理について」（くらし保健福祉部長通知）により周知徹底を図った。 定例的な検査であるため、職員がお互い注意し検査を実施することとした。
大隅地域振興局農林水産部	<p>公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。（3件 県負担額142,087円）</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 月例の職員会等において、交通事故防止等の通知文書を配布、交通事故や交通違反等についてお互いに注意喚起を行うとともに、事故多発地点の迂回や同乗者に対する安全確認の補助について周知を徹底した。 後方確認や安全確認のためのステッカー等の貼り付けにより安全運転の意識づけを徹底した。 転回を行う際、周囲の確認及び広い場所での転回について周知を徹底した。また、走行中における周囲の状況の把握も併せて

		<p>周知を徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故について、内部統制制度に係るリスク評価シートの一つの項目として設定されており、事故内容について検証し、改善方策について検討した。また、日常的にモニタリングを実施している。
大隅地域振興局建設部	令和2年度と同様、設計書の積算誤りにより閲覧を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(1件)	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 積算担当者に通知や間接工事費の積算手法の再確認を徹底する。 部内で情報共有し、設計書作成時の注意事項の周知徹底と精査を徹底する。
熊毛支庁建設部	令和2年度と同様、設計書の積算誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(1件)	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計書の作成時・精査時における設計書の入力条件や特殊施工単価の単位等の確認と多重精査の実施を徹底する。 今回の誤り事例について、部内で情報共有し、再発を防止する。
熊毛支庁屋久島事務所	現金収納したけい船料について、金融機関への払込みが遅延しているものがある。(1件 8日)	<p>1 再発防止の対策</p> <p>現金収納の都度、担当者及び出納員双方が現金保管の事実及び払込日を確認し、再発防止に努めている。</p>
	平成30年度及び令和元年度に支払うべき移送費用を、令和2年度に支払っているものがある。(2件 14,800円)	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の医療保護入院等のための移送に係る経費(航空費)は、本人負担ではなく、県が負担することについて、職員間で情報共有した。また、担当者異動の際は、必ず重要事項として引き継ぐこととした。 医療保護入院等のための移送に係る予算執行については、内容・金額を十分に精査することとした。
大島支庁農林水産部	令和2年度と同様、設計書の積算誤りにより入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(2件)	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 再発防止策を図るため、使用しているチェックリストの項目を追加した。 積算誤りとなった要因や背景などの情報を職員が共有するため、職員研修等を実施した。
大島支庁沖永良部事務所	令和2年度と同様、設計書の積算誤り等により入札を中止し、入札のやり直しを行っているものがある。(8件)	<p>1 再発防止の対策</p> <p>「設計書作成事務チェックリスト」の閲覧設計書項目に新たに必要書類欄を追加し、添付漏れの防止に努めるとともに、閲覧設計書のチェックについては、誤りや添付すべき書類の漏れがないか、担当及び係長で二重チェックの確認を徹底することとした。</p>
県立病院局		
県民健康プラザ鹿屋医療センター	医業未収金は1,357万余円で、前年度より減少(収入歩合は低下)してい	<p>1 未収債権の解消及び発生未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の会議において、各部署と情報共有を図るとともに、未納者が来院した場合は、未収金対策の担当部署である経営課職員が

	るが、依然として多額となっている。	<p>必ず面談・支払督促を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随時、経営課職員による電話督促を実施するとともに、経営課・総務課職員による訪問督促を実施することとした。 ・ 悪質な未納者に対しては、入金状況を確認した上で裁判所を通じた法的措置（支払督促）を実施することとした。
始良病院	<p>医業未収金は1,542万余円で、前年度より増加（収入歩合は改善）し、多額となっている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月の会議において各部署との情報共有を図り、各部署での患者への支払い依頼や生活保護等の福祉情報の提供、退院済の入院未納者については、外来受診等の来院時に窓口で支払督促を行った。 ・ 未収金の発生を抑制するため、各部署と連携し、障害年金や生活保護等公的制度等の活用を案内した。 ・ 未収金が高額とならないよう、入院患者に対し入院手続きの際に限度額適用認定証の申請を指導した。 ・ 一括納入が困難な未納者については、退院前に分割での納入について相談に応じ早期完納について指導を行った。 ・ クレジットカードによる入院費等の支払いの取扱いを7月から開始し、所持金不足の患者の未収金発生防止につながった。
	<p>令和2年度と同様、医業未収金について、債権管理が適切でないものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納が発生した場合には、滞納者等に対し外来診察時等に当事者の症状を見ながら面談のうえ納入指導を行うとともに、入院継続中の患者へも症状を見ながら納入指導を行い、早期の滞納解消に努めた。 ・ 滞納者の病態の変化を見極めながら、滞納者の実情に応じた納入の督促を行った。
	<p>業務委託の一部について、履行確認検査を行っていないものがある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者には、契約期間満了までリモートメンテナンスの履行義務があるので、令和3年度から業務終了届は9月末及び3月末に提出するよう依頼した。 ・ 課内職員によるダブルチェック体制の確立 ・ 自主検査、相互間自主検査及び県立病院課会計検査におけるチェックの強化を図った。
	<p>職員手当の不足払がある。（3件72,500円）</p>	<p>1 事後処理、再発防止の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月から令和3年3月までの扶養手当、6月期末手当、12月期末手当を、令和3年6月21日に支給した。 ・ 認定事務を経験している職員によるダブルチェック体制の確立 ・ 自主検査、相互間自主検査及び県立病院

			課会計検査におけるチェックの強化を図った。
--	--	--	-----------------------